

札幌中央基署発 0717 第2号
札幌東基署発 0717 第1号
平成 30 年 7 月 17 日

札幌労働基準協会長 殿

札幌中央労働基準監督署長



札幌東労働基準監督署長



労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行等について及び
墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドラインの策定について

日頃より、労働基準行政の運営につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般、下記のとおり労働安全衛生法の関係政省令等の改正がされ、改正内容に係るガイドラインが策定されましたので、改正等の趣旨を御理解の上、傘下会員事業場に対し周知・徹底を図っていただきますようお願い申し上げます。

また、墜落制止用器具の安全な使用につきまして、当該ガイドラインにより一層の推進を図られるよう併せてお願い申し上げます。

記

- 1 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 184 号）が平成 30 年 6 月 8 日に、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 75 号）及び安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示（平成 30 年厚生労働省告示第 249 号）（以下「改正政省令等」という。）が平成 30 年 6 月 19 日にそれぞれ公布又は告示され、平成 31 年 2 月 1 日から施行又は適用することとなったこと。
- 2 改正政省令等の内容を踏まえ、安全帯の規格（平成 14 年厚生労働省告示第 38 号）の全部を改正し、平成 31 年 2 月 1 日から適用する予定であること。
- 3 これらの施行又は適用等を見据えて、改正政省令等に規定された事項を含め、事業者が実施すべき事項を一体的に示すことで、事業者における墜落制止用器具の安全な使用を促し、墜落及び転落による労働災害防止をより一層推進するため、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」を策定したこと。

改正等の具体的な内容及びガイドライン全文は、添付の「安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！」リーフレットを御参照下さい。

本リーフレットは、北海道労働局のホームページからダウンロードすることが出来ます。

【掲載場所】

ホーム>各種法令・制度・手続き>安全衛生関係>安全関係>労働災害防止について>建設業の労働災害防止について